

## 変更箇所全文

### ⑪放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。また国が示す放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室との一体的及び連携による運営を行っていきます。

	H 2 7 年度	H 2 8 年度	H 2 9 年度	H 3 0 年度	H 3 1 年度
量の見込み	512	644	663	676	679
確保方策	518	515	675	685	685

#### 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

目標	平成 3 1 年度
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	10 か所